

議員提出議案第1号

鳥取県議会の綱紀肅正に関する決議

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年10月13日

広 谷 直 樹
尾 崎 薫
中 島 規 夫
斉 木 正 一
内 田 博 長
銀 杏 泰 利

興 治 英 夫
伊 藤 保
島 谷 龍 司
福 田 俊 史
浜 田 一 哉

鳥取県議会の綱紀粛正に関する決議

本県議会においては、「鳥取県議会基本条例」及び「鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例」の下、議会が果たす役割と権限の大きさを認識し、法令を遵守することはもとより、公正な職務と高い倫理的義務が課されていることを自覚して自らの行動を厳しく律するとともに、公平かつ公正で透明性が高く県民に信頼される議会を目指すこととしている。

そのような中で、県政史上初めて現職議員が公金の詐取により逮捕・起訴され辞職したほか、複数の議員において政治倫理に悖る不祥事が相次いでいるところである。

県民から負託を受けた県議会議員として、こうした事態を重く捉え、改めて議員一人一人が綱紀粛正を徹底し、真摯に議員活動に勤しむことで、県民の信頼回復に向けて尽力するよう決意を示すものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会